

米国商務省産業安全保障局との 米国輸出管理改革に関する意見交換会

在日米国大使館から、米国輸出管理改革（Export Control Reform：ECR）に関する意見交換を当会主要企業と行いたいとの要請を受けて、SJAC国際委員会は2月28日（水）に約2時間にわたって米国商務省産業安全保障局（Department of Commerce, Bureau of Industry and Security - BIS）幹部から米国の防衛部品の輸出管理に関する説明と意見交換を実施した。その概要を報告する。



会議参加者の集合写真（中央の長身がBIS次官補（Richard Ashooh））

1. BIS次官補（Richard Ashooh）による挨拶
BIS次官補へ就任して、6か月となるが、今回最初の訪問国として日本に来た。理由は日本を重視しており、米国にとっても重要との認識からである。

2. BIS部門長（Michael Vaccaro）による説明
まず、BISの輸出管理に関する部門の説明があり、BISは600シリーズの輸出許可申請の審査・国務省との連絡調整・外国からの米国への投資案件審査・統計数値取り纏めなどの部門より構成される。

防衛部品は21分野に分けられており、現在までに18分野が商務省BIS管轄のCCL

（Commerce Control List）アイテムとなっている。国務省管轄に残っている3分野は銃器類（Firearms）、大口径の火器（Artillery）、弾薬（Ammunition）で、移管に向けて交渉中である。

日本と取引量が多い、航空機、エンジンはCCLへ移管され運用されている。また、CCLの内容は定期的に見直しを実施。見直しの際にはパブリックコメントも募っており、日本からのコメントも可能。今後はコメントをお願いしたい。

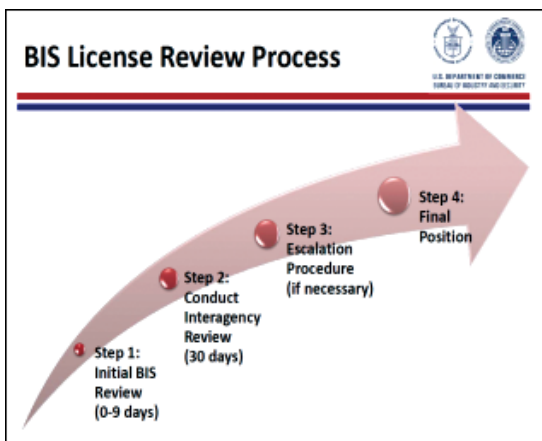
国務省への輸出許可申請では注文書毎の申請となっているが、CCLへ移管されることに

より、輸出許可申請時に一定期間の予想数量ベースに纏めて申請できるので、申請件数を減らすことができる。この約5年間の実績は、輸出許可で52,000件、輸出件数で345,000件、輸出金額で184億ドル(約2兆240億円)となる。日本向け輸出許可は5,574件で1位、英国向けが4,810件で2位、韓国向けが2,538件で3位となる。

CCLの600シリーズのアイテムは仕向け国によっては輸出許可免除(STA:Exception Strategic Trade Authorization)の対象となる。日本向け600シリーズの輸出形態の現状は輸出許可を取っているアイテムが48.8%、STAが39.2%であり、BISとしてはこのSTAの比率を高めていきたい。

BISでは輸出許可申請のプロセスを定めており、ほとんどの申請はBIS担当部門と関連する省庁間での審査となるSTEP2の段階で終わる。

審査期間の目標は30日であるが2017年の平均は12日間であった。なお、その上のSTEP3はBIS次官補レベルの判断となり、最上位のSTEP4は政治レベルの判断となる。



(出典：BISプレゼン資料)

輸出許可の有効期間は申請数量内であれば4年間有効である。輸出許可を発行する際に、米国の安全保障のために条件を付与することがある。輸出許可申請の審査手続き、STA対象の有無などの判断基準はBISのホームページ(www.bis.doc.gov)を参照されたい。

DPAS (Defense Priorities and Allocation System) 対象品については2017年には35万アイテムあり、品物の納期通りの輸入に影響が出ることがある。米国は7か国と相互供給協定を結んでおり、それらとの取引もDPAS対象となる(日本は入っていない)。BISは納期に関しては優先順位の調整ができることもあるので相談してほしいとのこと。(国務省の審査内容に対しては調整できない。)

3. 意見交換・質問

まずは制度に関する質疑が行われ、BISより説明があった。

BIS輸出許可申請の“予想数量ベース”の扱いは、あくまでも予想として扱い、未達でもペナルティはない。

STAの利用は輸出者より申請されることが必要な制度であり、取引先へSTAの利用促進を働き掛けてもらいたい。

日本向けアイテムでもFMS(対外有償軍事援助)や共同プログラム(注:F35プログラムを指すと思われる)ではDPAS対象にできる可能性があるため相談して欲しい。

窓口はBIS部局へホームページ経由の直接の問い合わせも可能であり、かつ在日米国大使館商務部メンバーも連絡先となる。

その後、参加各社からより具体的な事例に

基づいた質問があった。

電機・装備品メーカーより、輸出許可品に対し、日本での管理方法の制限につき質問があった。日本での輸入先住所の変更や国内の移転についての問題点やルール上の合法的な運用方法の質問に対し、BISからは600シリーズ対象アイテムをSTAで輸入し、最終使用者が変わらず、移転が日本国内なら問題ないとのコメント。

エンジンメーカーからは輸出許可アイテムの日本輸入後の用途変更につき質問があった。特に輸入部材がスクラップになった場合の手続きについての質問があった。一般論として、STAで米国より輸出しているアイテムの場合は、保管の後に処理手続きがあるが、具体的な案件では個別に確認させてほしいとのこと。

4. 所感

2013年10月より米国の防衛部品の輸出管理改革が行なわれており、今回は運用実態のヒアリングとともにBISの輸出許可申請改革の宣伝的な面もあった。米国ではBISセミナーとして各地で米国企業向けに説明会が開催されているが、その教育が十分に機能しているのか国内メーカーへ聴取し把握していきたい。一方、F35プログラムはエンジンを含めて国防省管轄の輸出審査体制対象のため、ITAR（International Traffic in Arms Regulations：武器国際取引に関する規則）管轄になるので、ITARについても米国担当者による説明会の開催を働きかけていきたい。

〔(一社)日本航空宇宙工業会 国際部部長 川原 亘弘、羽中田 実〕